令和８年第３回定例会

委 員 長 報 告

令和８年９月 16 日

令和７年度瀬戸内町各会計決算審査特別委員会

令和７年度瀬戸内町各会計決算審査特別委員会報告

決算審査特別委員会での審査結果等について報告いたします。

当委員会に付託されました認定第１号「令和７年度瀬戸内町一般会計決算の認定について」から認定第１１号「令和７年度瀬戸内町水道事業会計決算の認定について」までの認定１１件につきましては、９月９日、１０日、１１日の３日間に亘り審査しました。

審査の過程での主な内容のみを述べますと、一般会計決算歳出の２款については、「産業医の巡視頻度が労働安全衛生規則上の基準を満たしているか」との質疑に対し、「年度ごとに計画を立てて、産業医の負担にならないよう１回としている。産業医の定期巡視ということで少なくとも毎月１回」、事業者の同意を得ている場合は「２月に１回」となっており、認識が不十分でした。今後は衛生管理者・産業医と情報共有し適正な頻度で巡視を実施していきたいと考えています。」との答弁でした。

次に、「映像研修が必須研修であるのに100%に至っていない理由」への質疑に対し、「必須研修として全職員に受講いただいている。話し方教育センターと業務提携して年３回ほどに分けて実施し、受講していない職員に対して啓発及び人事での実施状況確認を行っている。」との答弁でした。

次に、「カーブミラーの設置状況と、風などで向きが変わった場合の情報収集体制」への質疑に対し、「コミュニティ職員からの情報収集や日本郵便との協定による情報収集も進めていきたい。」との答弁でした。

次に、「スマートタウン推進事業費（ドローン事業）における事業評価（廃止D）の職員評価根拠、情報公開シートと損益計算書の数値相違、精算金見込み、１フライトコスト（約40万円）、旅費（約450万円）・支払手数料（1,637万円）の内訳」への質疑に対し、「評価は職員一次評価に基づく。消費税計算は再計算調整中。フライト実績84回で１回あたり約40万円。旅費は主にJAL関連職員の移動・滞在費用となっている。支払手数料には監視カメラリース料やJAL人件費等が含まれる。」との答弁でした。

次に、４款については、「ハブ買い上げにおける定期船持ち込み問題・受入環境、浄化槽設置補助の相場配慮、野良猫対策補助金（奄振ソフト：国50%・県10%）の実績、加計呂麻島集中対策」への質疑に対し、「定期船持ち込み問題のおけるハブ受け入れは来年・再来年に向けて検討中。野良猫対策の捕獲実績は

5 市町村計 276 頭捕獲・26 頭手術、町単独 82 頭捕獲・17 頭手術。10 年計画終了時に加計呂麻島も 5 市町村統一体制に組み込めるよう協議中である。」との答弁でした。

次に、６款については、「森林環境譲与税費における庁舎内木製カウンター設置（10 個）以外の活用要望・今後の活用方針」への質疑に対し、「庁舎内備品の木質化や古仁屋小学校改築等での活用検討を進めている。」との答弁でした。

次に、７款については、「プレミアム商品券の募集回数、デジタル商品券導入検討」との質疑に対し、「一次募集の７月２４日から８月１２日に続き８月 18 日から８月 22 日まで追加募集（2 回目）を実施した。デジタル化については商工会との協議中である。」との答弁でした。

次に、８款については、「草刈り等の契約内容と繁忙期の柔軟な対応、老朽化した危険遊具の撤去・リニューアル計画、さらには一般ボランティアによる伐採作業や遊具修復の可否」への質疑に対し、「草刈りは伸びる時期に合わせて平均年 5 回計画して発注している。危険遊具は使用禁止としており今後の対応は慎重に計画する。ボランティアによる作業は大変ありがたいが、万が一の事故の際に町の保険対象外となり自己責任となるリスクがあるため注意が必要である。」との答弁でした。

次に、一般会計歳入の全款については、「土地区画整理事業清算徴収金未済（172 万 3,969 円）、町営住宅共益費未済（4,000 円）、給食費負担金未済（361 万 9,341 円）の回収・清算方針」への質疑に対し、「区画整理清算金は訪問を含め対応を検討中。共益費未済（4,000 円）は令和８年４月に完済している。給食費未済は教育総務課一丸となって滞納整理を推進し不能欠損処理も含め検討する。」との答弁でした。

次に、介護保険特別会計では、「介護認定率の実績及び前年度からの増減割合、医療介護連携推進協議会の開催頻度（隔月変更）、介護保険料不納欠損（32 万 6,136 円）、過誤納還付未済（47 万 4,860 円）」への質疑に対し、「介護認定率は 19.2%（前年同期比 0.3 ポイント減）。協議会は隔月開催へ変更した。時効 2 年経過分を不納欠損処理しており、過誤納還付未済は被保険者死亡等による確定処理待ちで判明次第、順次還付処理を行っている。」との答弁でした。

以上で、本委員会に付託された認定案件の審査を終了し、引き続き採決を行い、全会計とも賛成多数で、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

なお、令和７年度各会計の決算認定については、一般会計の調定事務の誤りや議案の撤回・再上程等による決算審査への支障を踏まえ、決算書等の作成・確認体制における全庁的な検証と改善、正確性及び信頼性の担保を町に強く求めるため、泰山祐一委員外１名から附帯決議案が提出され、可決されました。

その内容は次のとおりであります。

１．決算事務のチェック体制の再構築

各担当課、会計課、財政担当及び公営企業担当の役割と確認責任を明確にし、年度末・出納整理期間から議会提出前までの複数段階のチェック体制を構築すること。

２．デジタル技術等を活用した誤りの早期発見

調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額等の不整合や異常値を自動的に検知できるよう、既存の財務会計システムやデジタル技術を活用したチェック機能の導入を検討し、可能なものから速やかに実施すること。

３．再発防止策の議会報告

全庁的な事務手順の見直し及び職員間の共有を行うとともに、その再発防止策と実施状況を令和８年度決算の調製に入る前までに議会へ報告すること。

なお、本委員会に付託された認定１１件の審査を通じ当委員会として、次の意見を集約決定しました。

令和７年度瀬戸内町各会計決算審査特別委員会審査意見

１．税金等の収入未済額については、あらゆる徴収対策を講じ、解消（ゼロ）を目指すよう一層の取組に努められたい。

２．職員の健康管理を専門的に担う産業医について、令和７年度の職場巡視が年間１回にとどまっていることから、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に基づく適正な巡視を徹底すること。あわせて、高ストレス者や休職者の状況を踏まえ、メンタルヘルス事業の効果を検証し、必要な改善を図られたい。

３．情報発信強化業務については、観光振興、ふるさと納税、移住・定住の促進、災害対策等の具体的な成果につなげるため、明確な成果指標（KPI）を設定して委託効果を検証されたい。また、随意契約とする必要性、受託者の選定理由及び契約額の妥当性を明確にし、複数者からの企画提案や見積比較の実施を含め、契約方法を適切に見直されたい。

４．チーム西方による持続可能なまちづくり事業及び西古見キャンプ場事業については、収益事業としての収支状況を明確に把握できるよう、特別会計や適切な予算科目を設定するなど、他の事業と明確に区分した会計処理を行うこと。あわせて、収支の適正な管理を徹底し、健全かつ持続可能な事業運営に努められたい。

５．公園等の町有施設について、草刈りなどの維持管理が十分に行き届いていない状況も見受けられることから、直営や委託による町単独の管理にとどまらず、地域団体や民間事業者、地域の有志など、多様な主体との連携による新たな維持管理のあり方を検討されたい。

６．各事業の実施にあたっては、客観的・多角的な検証を徹底し、赤字補填を前提とした継続を改められたい。また、KPI（重要業績評価指標）や社会情勢の変化を踏まえ、手法の見直しや民間移行など、事業の「拡充・継続」「効率化・縮小」「抜本的見直し・廃止」を的確に判断されたい。

7．限られた財源の中、町民の貴重な税金を有効に活用し、持続可能で責任ある財政運営に努められたい。特に、事務事業評価で「D 評価」となった遠隔相談システム保守業務等については、事業の廃止・休止を含めた迅速な対応を図られたい。

これを当議会の意見として、執行当局に申し入れすることが適当であると決定した次第です。議長において、よろしくお取り計らい下さるようお願いいたします。

以上で、報告を終わります。